

第13回大阪市路上喫煙対策 委員会(参考資料)

大阪市環境局

平成21年10月1日

過料処分に関する事務について(2-1)

	過料 処分数	現金 徴収 (内数)	納付書 交付 (内数)	指導無視 (外数)
19年度累計 (10月～3月)	4359	3980	379	412
20年度累計 (4月～3月)	9202	8846	356	119
平成21年度 4月計	803	786	17	2
5月計	914	905	9	1
6月計	965	957	8	2
7月計	1026	1012	14	4
8月計	1225	1215	10	1
平成21年度累計 (4月～8月)	4933	4875	58	10
総累計	18494	17701	793	541

督促状発送件数

H.21.8.31

現在

589

納付書・督促状
による納付件数

H21.8.31

収入確認分

317

過料処分に関する事務について(2-2)

違反内容 18494件 H19.10.1～H21.8.31		
歩行喫煙	立ち止まったの喫煙	その他(自転車等)
12774	3338	2382

違反者の住所地 18494件 H19.10.1～H21.8.31			
大阪市内	大阪府内	大阪府外	不明
3991	3491	3750	7262

定点調査結果(路上喫煙率)

一日4回実施 7:30～ 9:00 11:30～13:00
(計6時間) 14:30～16:00 17:30～19:00

【禁止地区内】	18年度	19年度						20年度					21年度
	平均 (3回実施)	6月29日 (禁止地区 指定前)	7月27日 (禁止地区 指定後)	9月25日 (過料徴収 実施前)	10月29日 (過料徴収 実施)	1月18日 (3ヶ月経 過)	3月25日 (約6ヶ月 後)	8月29日 (約11ヶ月 後)	11月28日 (約14ヶ月 後)	1月28日 (約16ヶ月 後)	2月25日 (約17ヶ月 後)	3月25日 (約18ヶ月 後)	7月21日 (約22ヶ月 後)
淀屋橋 交差点	1.3%	0.7%	0.5%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
中央公会堂 前交差点	3.0%	2.4%	1.9%	2.5%	1.0%	1.0%	1.6%	0.8%	1.4%	1.0%	0.9%	0.5%	1.3%
本町3丁目 交差点	3.7%	1.6%	1.0%	0.7%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
新橋 交差点	1.7%	2.4%	1.1%	0.8%	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%	0.6%
難波東口 横断歩道	2.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.6%	0.5%	1.5%	0.7%	0.5%	0.4%	0.4%
南海難波駅 北側三角地	7.1%	8.0%	4.8%	4.0%	1.5%	1.3%	1.0%	0.8%	0.3%	0.9%	0.8%	1.0%	1.0%
上記6地点 平均	2.6%	2.1%	1.3%	1.1%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%

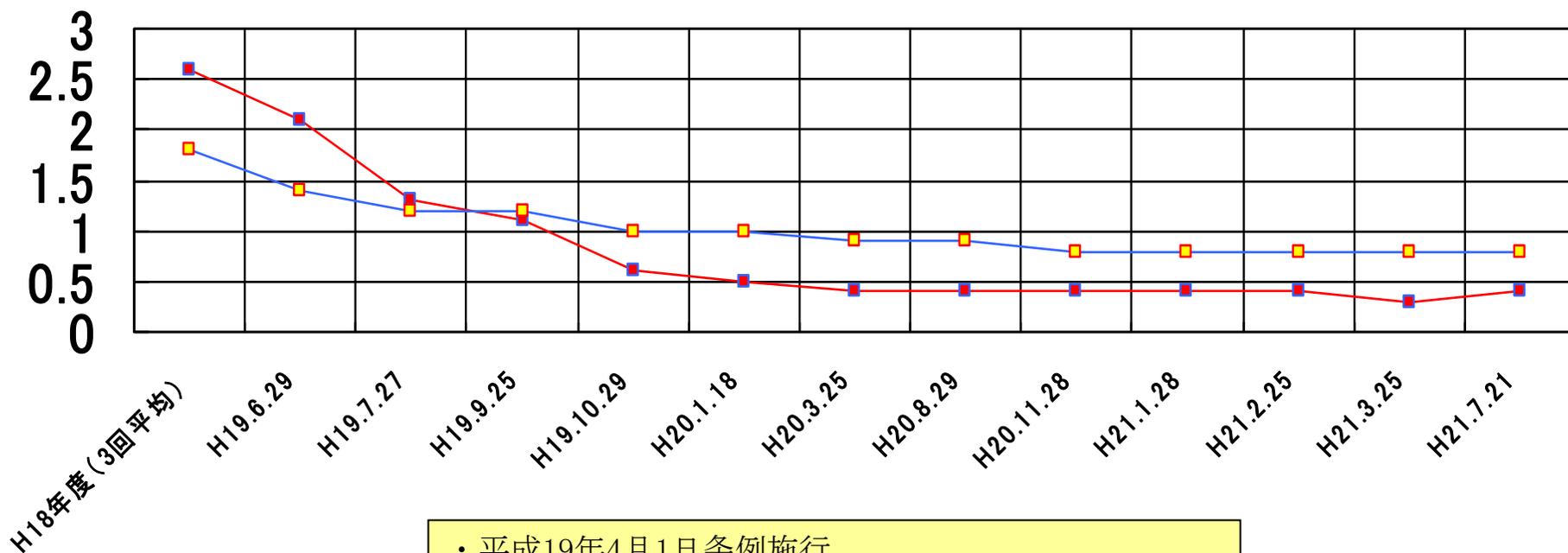
全市平均	1.8%	1.4%	1.2%	1.2%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

※路上喫煙率:(喫煙者数÷通行者数)×100 小数第2位を四捨五入

定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内平均と全市平均」

(単位：%)

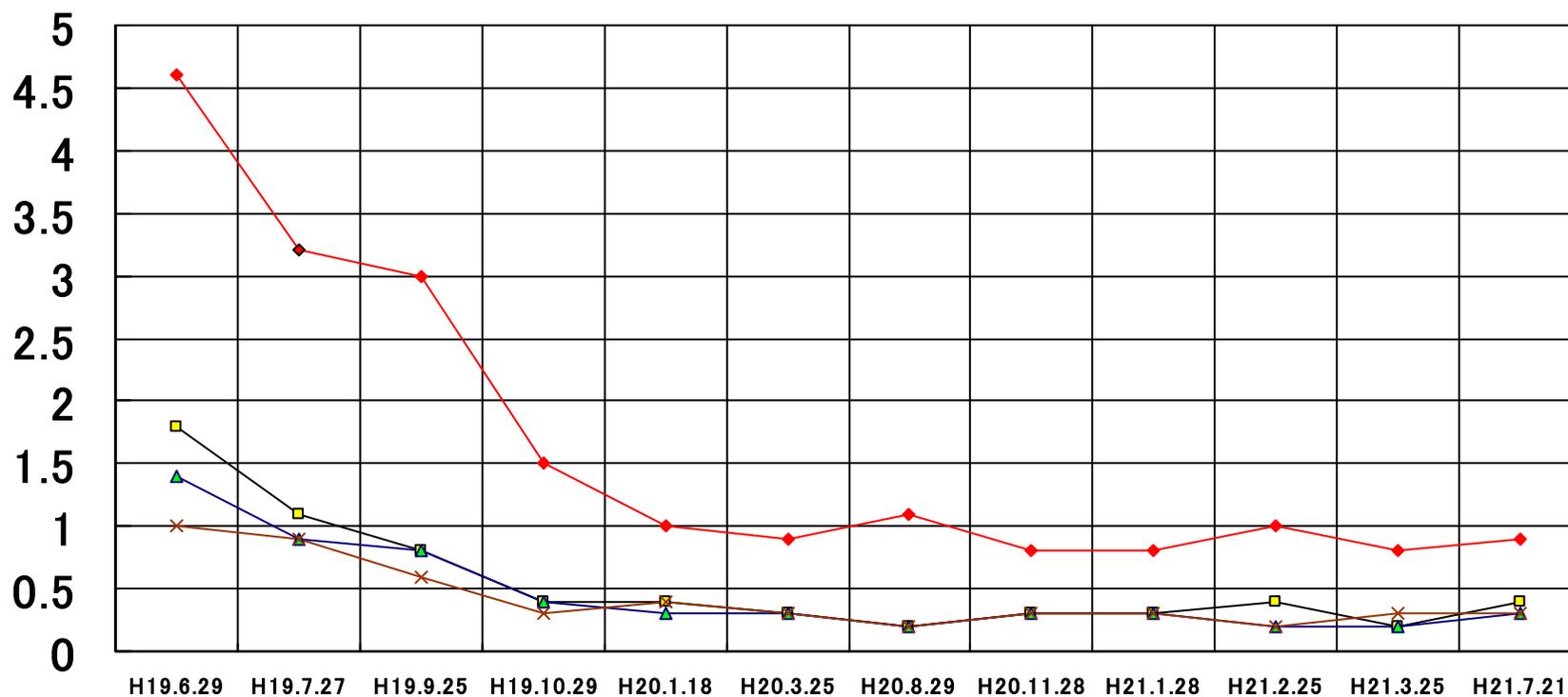
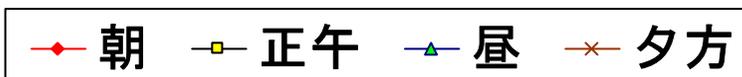
■ 禁止地区内平均 □ 全市平均



- 平成19年4月1日条例施行
- 平成19年7月4日路上喫煙禁止地区指定
- 平成19年7月13日指導員の巡回指導啓発開始
- 平成19年10月1日過料徴収実施

定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内調査時間帯別推移」

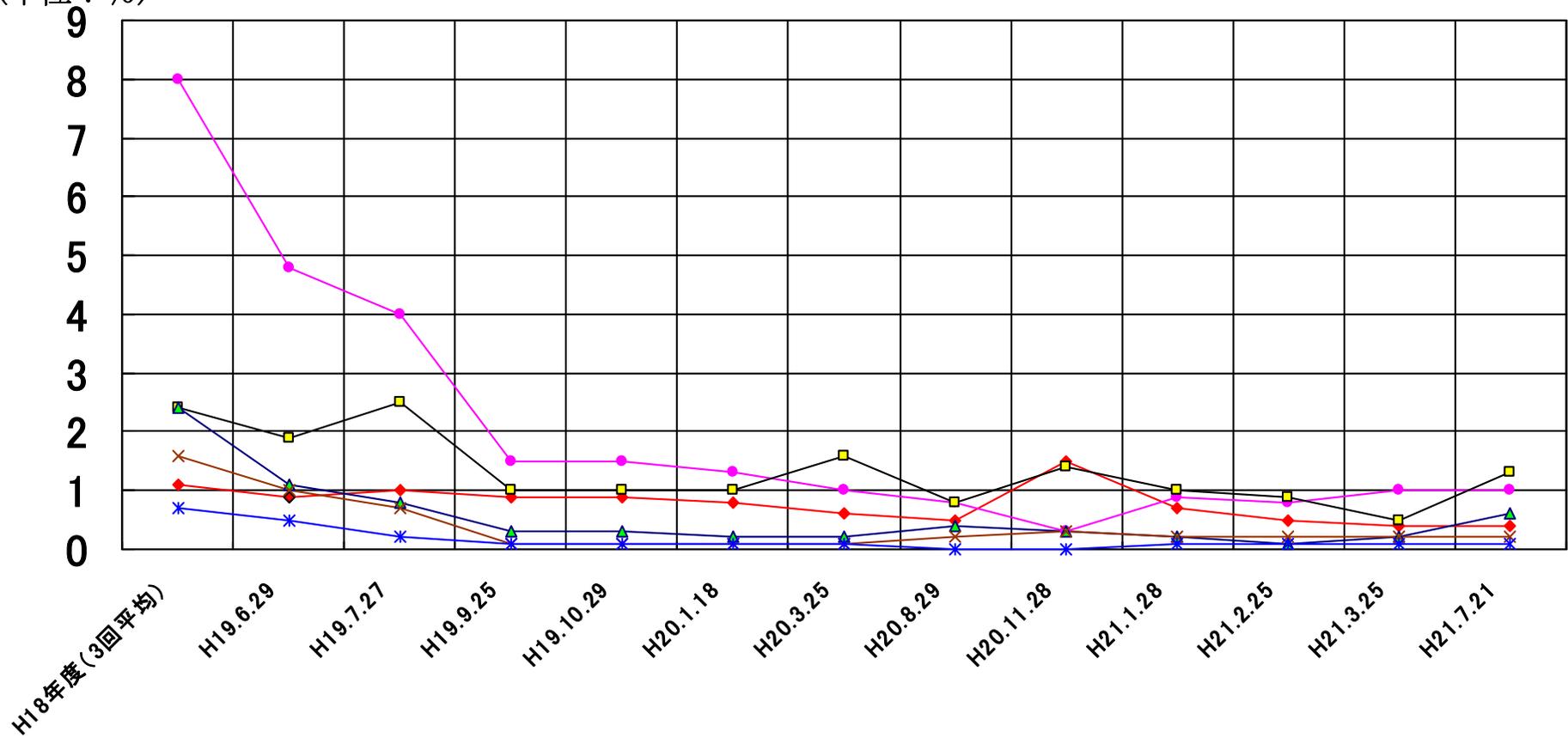
(単位：%)



定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内地点別推移」

◆ 難波①
 ● 難波②
 ■ 中之島
 ▲ 新町(心齋橋)
 × 本町
 ✱ 淀屋橋

(単位：%)



定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移①」

単位 %	路上喫煙禁止地区(6地点平均)											
	19年度						20年度					21年度
	6/ 29	7/ 27	9/ 25	10/ 29	1/ 18	3/ 25	8/ 29	11/ 28	1/ 28	2/ 25	3/ 25	7/ 21
朝	4.6	3.2	3.0	1.5	1.0	0.9	1.1	0.8	0.8	1.0	0.8	0.9
正午	1.8	1.1	0.8	0.4	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.2	0.4
昼	1.4	0.9	0.8	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3
夕方	1.0	0.9	0.6	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3
計	2.1	1.3	1.1	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4

単位 %	駅前(17地点平均)											
	19年度						20年度					21年度
	6/ 29	7/ 27	9/ 25	10/ 29	1/ 18	3/ 25	8/ 29	11/ 28	1/ 28	2/ 25	3/ 25	7/ 21
朝	2.0	1.8	1.5	1.3	1.3	1.3	1.2	1.0	1.1	1.0	1.2	0.8
正午	1.5	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7	0.6	0.6	0.7	0.8	0.6	0.6
昼	1.1	0.8	0.9	0.6	0.7	0.6	0.6	0.4	0.6	0.6	0.5	0.7
夕方	0.8	0.8	0.7	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
計	1.4	1.1	1.0	0.8	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6

定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移②」

単位 %	ターミナル(10地点平均)											
	19年度						20年度					21年度
	6/ 29	7/ 27	9/ 25	10/ 29	1/ 18	3/ 25	8/ 29	11/ 28	1/ 28	2/ 25	3/ 25	7/ 21
朝	1.9	1.9	1.6	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	1.0	1.0	1.1	0.8
正午	1.3	1.0	1.1	0.9	1.0	0.8	0.5	0.6	0.6	0.8	0.6	0.6
昼	1.0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.5	0.6	0.4	0.6
夕方	0.6	0.7	0.7	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
計	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6

単位 %	ビジネス街(8地点平均)											
	19年度						20年度					21年度
	6/ 29	7/ 27	9/ 25	10/ 29	1/ 18	3/ 25	8/ 29	11/ 28	1/ 28	2/ 25	3/ 25	7/ 21
朝	1.8	1.6	1.2	1.2	1.3	1.3	1.0	0.9	0.8	0.8	1.0	0.6
正午	1.4	1.1	1.0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.7	0.5	0.7	0.5	0.6
昼	1.2	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.8
夕方	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
計	1.3	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.6

定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移③」

単位 %	商店街(7地点平均)											
	19年度						20年度					21年度
	6/ 29	7/ 27	9/ 25	10/ 29	1/ 18	3/ 25	8/ 29	11/ 28	1/ 28	2/ 25	3/ 25	7/ 21
朝	3.4	2.8	2.8	3.0	2.8	3.0	2.4	2.6	2.8	2.2	2.6	2.0
正午	1.3	0.8	1.0	0.7	1.0	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	0.6	0.8
昼	0.7	0.6	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.5	0.7	0.5	0.4	0.6
夕方	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.6
計	1.1	0.9	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	1.1	1.0	0.8	0.7	0.7

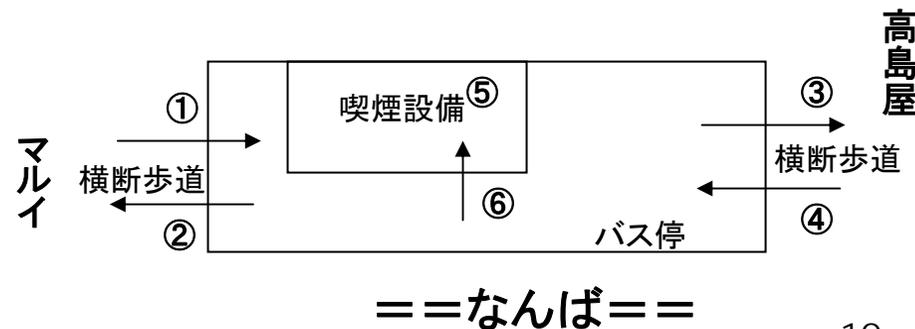
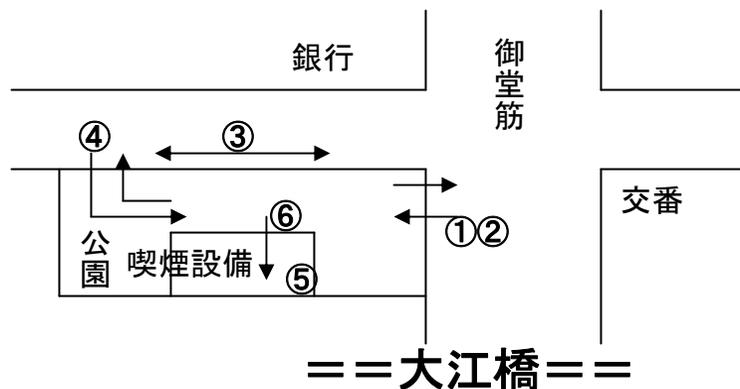
喫煙設備の利用状況

調査日：平成21年7月21日(月)

4回実施 7:30～ 9:00 11:30～13:00
 (計6時間) 14:30～16:00 17:30～19:00

	①②③④	⑤	⑥	⑤+⑥/①②③④
	通行者数	喫煙所でたばこに火をつけ、火を消した人の数	吸いながら喫煙所に入ってきて、火を消した人の数	喫煙所の利用率
大江橋	1,045 (4,458)	174 (273)	22 (109)	18.8% (8.6%)
なんば	10,618 (14,784)	569 (648)	113 (261)	6.4% (6.1%)

()内は、前回調査時(平成21年3月25日)の利用状況である。



指導員の巡回・指導時の対応指針

路上喫煙禁止地区において路上喫煙を行い、過料処分の対象となる者として指導員が現認した者（以下違反者という）への対応については、この指針の定めるところによる。

- (1) 違反者に対しては、指導員は常に複数で対応し、これを呼び止め、たばこの火を消させた上で、違反事実を説明する。
- (2) 指導員は、大阪市非常勤嘱託職員であり、公務員であること、条例の規定により、公務として過料徴収を行っている旨（公務の執行）を明言する。
- (3) 違反者を呼び止めた際に、違反者が当該呼び止めに応じず、若しくは過料処分の手続き中に逃走しようとした場合、指導員は違反者に同行し、停止を求めつつ説明・説諭を行う。
- (4) 違反者がなお逃走する場合は、指導を打ち切り、状況を記録し、報告する。
- (5) こうした一連の職務行為に対して、違反者が指導員の身体に近接して有形力の行使を行った場合、又は指導員の身体、生命に対する害悪の通知等の脅迫行為を行った場合、指導員は違反者に対して当該行為は職務上看過できない旨を告知し、可能な限り違反者の面前で警察に通報する。
- (6) 違反者の指導員に対する有形力の行使が急迫のものであり、当該有形力の行使を防止しなければ指導員に傷害等の重大な結果が発生すると認められる不可避の場合、指導員は、刑事訴訟法第213条の規定に基づき、当該違反者を現行犯逮捕することができる。
- (7) 指導員に傷害等の実害が生じた場合、大阪市は状況を詳細に把握したうえ、当該被害状況に応じて刑事告訴するものとする。

補記

- (1) 過料処分は行政上の義務違反に対して科される刑罰以外の制裁で、行政上の秩序罰として「過料」を科すもので、刑法上の犯罪として扱うものではなく、行政上の刑罰を必要とするほど悪質ではない行為を対象としている。したがって、違反者に対しては、犯罪としてではなく義務違反として対応することが当初から求められる。
- (2) 本取組みは、路上喫煙マナー・モラルの向上に資することを旨としていることから、違反者には、マナー・モラルの向上への契機としてもらうための対応を心がけることが重要。
- (3) 指導員は、公務員であるので、公務執行妨害罪の客体となるが、あえて指針では言及していない。